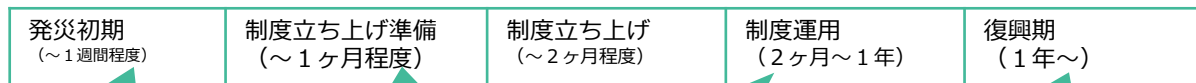


所有権に関する問題を検討するにあたっては、**財産権が憲法で保障された重要な権利であることに配慮し、財産権の保護と復興推進のバランスの中で取りうる手法を検討する必要がある**。また、公費解体は復興に向けた取組のひとつであり、修繕可能な家屋に対しては**公費解体以外の選択肢も考慮しつつ、復興フェーズに応じた適時性も踏まえ、対応を検討する必要がある**。



所有者

お隣さんはどうするんだろう？
近くの市場はどうなるだろう？
家を取り壊すのがよいか、
修繕するのがよいか、
それとも、移住するのがよいか？

まずは被害状況を把握し、し尿や避難所ごみ、片付けゴミの処理を優先すべきフェーズ。

解体だけではなく、修繕等の選択肢もあることを念頭に、復興事業全体の動きを踏まえながら、選択肢を提示することが重要なフェーズ。

解体が本格化するフェーズ。しかし、解体班の確保状況により一日に解体が可能な件数は限られており、契約・日程調整・解体を並行して進めることが効果的。

大規模災害では災害廃棄物の処理には複数年かかることが一般的。
(東日本大震災(解体・宮城)3年、熊本地震2年6か月)
建物の規模や、施行に要する時間等により区分する等の対応も重要。

復興のフェーズによって、様々な選択肢が存在（被災者が生活再建（解体するか否かを）を検討するために時間を要する場合もあることに配慮しながら進めることが必要）

公費解体に係る損壊家屋の所有権に係る諸課題について、関係自治体等の意見も聴取しながら検討した結果、実務上の課題はあるものの、**現行制度で対応可能であることが確認された**。（能登半島地震では、実際に諸制度を活用した対応が行われており、新たな制度的措置を講じなければ公費解体を実施できなかったという事例は確認できていない。）

なお、公費解体の申請に際して必要な関係者同意を得るにあたって、関係制度の理解不足、平時の準備不足により、実務上時間を要したケースは存在した。こういった課題の解決のためには、①**既存制度に係る周知・理解醸成に向けた取組**、②**平時における整理の促進**といった対応策が確認されたところ、**関係省庁の連携のもと、これらの取組の具体化に向けた対応を行っていくことが重要である**。

さらに、**真に緊急性がある場合には、廃掃法以外の個別法・制度において、損壊家屋による二次災害の発生を防止するなど、行政上の課題に対応するために実施される措置として解体を行うことが可能であることから、公費解体マニュアル等において、それら個別法の制度や、過去の適用事例について周知していくことが重要と考えられる**。

①既存制度に係る周知・理解醸成に向けた取組

所有者不明建物管理制度に係る周知、区分所有法・被災区分所有法に係る制度周知、隣地使用に際しての同意に関する周知、など

②平時における整理の促進

土地家屋等の登記上の所有権関係の整理、空家特措法に基づく特定空家の除却など

<真に緊急性がある場合に個別法・制度により解体が行われるケース> 災害対策基本法、道路法、空家対策特措法 等

一方で、東日本大震災や阪神淡路大震災級の災害等においては、行政的な余力がなく、通常時に求められる公費解体に係る個別の申請を、実務上、受理することができないことも想定される。こうしたケースにおいては、**その災害の被害状況、復興全体の進捗等の個別の状況を考慮し、他の災害関係事業とも連携した適切な対応を取ることが重要であり、今後具体的な整理・検討を行うことが適当**。